

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年8月31日に行った法78条の規定に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

母親から複数回にわたり送金を受け、〇〇区に申告していなかったことは事実であり反省している。しかし、平成24年5月12日の20万円の母親からの送金は妹に送るべきところ誤って私の口座に振り込まれたものであり、5月25日に15万円を返送した。平成26年10月10日の255万円余の入金は、母親が私名義で作った定期預金を満期解約したものであるが、10月14日に母親に50万円を返送している。

以上の経緯を踏まえ計65万円は実際に収入として得ていないことから返還免除してほしい。現在のパート労働は平成29年1月で終了し、次の仕事は決まっていない。来年2月以降、収入の

見込みはなく、毎月2万円の返還金納付は大きな負担である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年1月16日	諮問
平成29年2月16日	審議（第6回第3部会）
平成29年3月24日	審議（第7回第3部会）
平成29年4月14日	審議（第8回第3部会）
平成29年5月24日	審議（第9回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。
- (2) 法29条1項によれば、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又は

被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる」とされている。

- (3) 法 6 1 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないとされている。
- (4) 法 7 8 条 1 項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 1 0 0 分の 4 0 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」とされている。
- (5) そして、「生活保護問答集について」（平成 2 1 年 3 月 3 1 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、法 7 8 条によることが妥当な場合として、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき」等が挙げられている（問答集問 1 3 - 1、（答）②参照）。

同じく問答集によれば、法 7 8 条を適用する場合は、法による「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況につ

いて適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされている（問答集問13-23、（答）(3)参照）。

また、法78条に基づいて費用を徴収すべき場合、相手方に資力がないときはどう取り扱うべきかについて、「法第78条に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法第63条や法第77条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、その徴収額の決定に当たり相手方の資力（徴収に應ずる能力）が考慮されるというものではない」とされている（問答集問13-25、（答）参照）。

- (6) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の3によれば、「不正受給に対する徴収金への加算措置を適用するか否かの判断に当たっては、不正の事実の発覚後、事実確認に協力的であることや不正に受給した金銭の返還に積極的に応じる意向を示すなどの状況についても合わせて考慮することとし、原則として保護の実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行う必要がある」とされ、「徴収金への加算については平成26年7月1日以後に支払われた保護費又は就労自立給付金についてのみ100分の40を乗じた額以下の金額を上乗せして徴収できるものであり、平成26年6月30日以前に支払われた保護費については当該加算措置の適用はないことに留意すること」とされている。

- 2 これを本件についてみると、請求人は、保護開始後、職員から

収入申告義務を含む生活保護制度の説明を受けていること、清掃のパート就労に係る収入申告をしていることから、何らかの収入があった場合には、所長に対して収入申告義務があることを認識していたことが認められる。それにもかかわらず、請求人は、清掃のパート収入以外の収入はないとして無収入申告を続けており、職員から未申告の収入の有無について確認を求められた際、未申告の収入はないと回答した後に、預金調査で判明した入金について問われて、はじめて未申告の収入（〇〇銀行口座への各入金）があったことを認めている。

そして、請求人名義の各銀行口座取引履歴によれば、保護期間中（平成21年6月23日から平成28年6月1日まで）、本件未申告収入金額を得ているにもかかわらず、これらは所長に申告されていなかったことが認められる。

そうすると、本件は「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき」（上記1・(5))に該当するものと判断される。

そのため、処分庁は、法78条を適用して、本件処分に係る徴収金額の算定に当たり、本件処分日（平成28年8月31日）前5年間を超える本件未申告収入金額に相当する保護費については消滅時効が完成したのものとして取り扱い、徴収対象期間を「平成23年9月から平成27年11月」までとし、徴収対象期間の支給済保護費を全て徴収することとして徴収金額を「3,176,160円」と決定したことが認められる。

一方で、請求人は、本件未申告収入金額の事実の発覚後、各銀行の預金通帳を提出するなど事実確認に協力的であり、支給済保護費の一部返還に応じていたことから、処分庁が、課長通知3に基づき、ケース診断会議を経た上で、平成26年7月1日以後に

支払われた保護費の徴収金への加算措置（100分の40）を適用しないと判断したことが認められる。

したがって、本件処分は、法令等の規定に基づき、その解釈に則った適法なものといえることができ、違算等の事実も認められないから、本件処分を違法又は不当なものとすることはできない。

- 3 請求人は、返金額65万円は実際に収入として得ていないこと、平成29年2月以降、収入の見込みがなく返還金納付は大きな負担であることから、65万円は返還免除してほしい旨主張する。

しかし、請求人の銀行口座にいったん振り込まれた金額は、入金された時点で請求人が活用可能な資産が増加しており、収入の適正な届出が行われていなかったという経緯や、平成24年5月12日の入金額（20万円）と同月25日の返金額（15万円）が一致しないといった事実を鑑みれば、その後65万円を返金したとしても、このことにより請求人に収入が発生しなかったものとすることはできず、処分庁が当該金額を収入として認定した上で本件処分を行ったことは相当であると認められる。

また、本件処分は損害追徴としての性格のものであり、その徴収額の決定に当たり請求人の資力（徴収に応ずる能力）が考慮されるというものではない（上記1・(5)）とされている。

したがって、請求人の主張には理由がないものといわざるを得ない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙（略）